

消防活動空地等の確保に関する指示書

平成 年 月 日

様

和泉市消防署長

申請建物（4階以上）の建築物において下記事項を遵守することを指示します。

記

○ 進入路に関する事項

1. 主要道路から容易に進入できる幅員5 m以上の進入路を設けること。
2. 主要道路と進入路、進入路と活動空地の幅員の合計がそれぞれ15 m未満の場合、15 mに満たない分は、すみ切りを設けること。
3. 進入路の傾斜は、7 %以下とすること。
4. 進入路の段差は、10 cm以下とすること。
5. 進入路の耐荷重は、20 t以上とすること。

○ 活動空地空間に関する事項

1. 活動空地は、原則として敷地内で建築物の表裏両面に確保すること。ただし、やむを得ず表裏両面に確保することが困難な建築物については、バルコニーを設け、バルコニー側で確保すること。
2. 活動空地の幅員は、5 m以上とすること。
3. 活動空地の傾斜は、原則としてフラットとすること。ただし、やむを得ず傾斜が必要なときは、3 %以下とすること。
4. 活動空地の耐荷重は、20 t以上とすること。
5. 活動空地と建築物の離隔距離は、建築物壁面又はバルコニーが設置されている場合はバルコニー壁面から5 m以内とすること。
6. 活動空地空間には、活動に支障となる植樹及び看板類等は設けないこと。
7. 活動空地は、芝張り隠し道路を可能とするが、他車乗入れ防止策を講ずること。
8. 活動空地は、敷地内道路をもって充てることを可能とするが、駐車する恐れがある場合は、駐車禁止の措置を講ずること。
9. 活動空地には、見やすい位置に活動空地である旨の標識を掲出すること。

○ 消防活動の支障となる架空線に関する事項

1. 活動範囲内には、電気電線等の架空線を設けないこと。
2. 建築物付近に高圧送配電線がある場合、活動範囲は当該送配電線から「労働省通達」に規定された離隔距離以上離れていること。

○ その他指示事項